岩手県告示第177号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸脇之沢漁港海岸脇之沢地区海岸及び勝木田地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和３年３月16日

岩手県知事　達　増　拓　也